

ベーシックプラン

# 電気需給約款

(低圧)ベーシックプラン

2026年 9 月 1 日実施

株式会社ふるなび電力

## I 総 則

### 1. 適用

当社は、この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)により、当社と個別の電気需給契約を締結する電気需給契約者(以下「お客さま」といいます。)に低圧で電気を供給する条件(電気料金を含みます。)を定め、これにより電気を提供いたします。また、当社が、お客さまへ電気の供給を行うときの権利義務およびその他の供給条件は、本約款および当社が別途作成する「電気供給サービス個別条件書」(以下「条件書」といいます。)によります。

なお、本約款および条件書に定めのない事項については、関連法令、託送供給約款およびみなし小売電気事業者が定めた電気需給約款またはこれに準拠した約款に従うものとします。また、本約款の定めと条件書の定めが矛盾または抵触する場合、条件書の定めが優先するものとします。

### 2. 約款の変更

- (1) 当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページにおける開示その他の方法を通じてあらかじめお客さまに周知いたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。
- (2) 本約款を変更しようとする場合((3)に規定する場合を除きます。)において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社ホームページ等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。
- (3) 本約款を変更しようとする場合(法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わないもの)において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとします。

### 3. 定義

本約款および条件書で使用する用語について、次のように定義いたします。

1. 「託送供給約款」とは、お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者が、当社とお客さまとの間の電気需給契約の締結時に実施している託送供給約款を意味します。なお、一般送配電事業者が電気需給契約期間中に託送供給約款を改定し、これを実施した場合は、改定後の託送供給約款に準拠いたします。

- す。
2. 「契約電力」とは、当社と電気需給契約を締結したお客さまが当社から供給を受けられる最大電力として、条件書に記載された電力(kW)を意味します。
  3. 「契約電力量」とは、契約電力による30分単位の電力量を意味し、契約電力を2で除した数値と同一とします。
  4. 「供給開始日」とは、当社とお客さまとの間の電気需給契約を履行するために当社が一般送配電事業者と締結した託送供給契約にもとづく接続供給開始日を意味します。
  5. 「使用電力量」とは、お客さまが当社から受給して使用した電力量で、一般送配電事業者が供給場所に設置する計量器を介して当社が確認した電力量を意味します。
  6. 「電気料金」とは、条件書に定めた計算式によって算出される、電気の供給にかかる料金を意味します。
  7. 「消費税相当額」とは、消費税法にもとづく消費税および地方税法にもとづく地方消費税の合計額を意味します。
  8. 「みなし小売電気事業者」とは、以下に定める各社のうち、お客さまの供給地点住所地を供給区域とするものを意味します。
    - 北海道電力株式会社
    - 東北電力株式会社
    - 東京電力エナジーパートナー株式会社
    - 中部電力ミライズ株式会社
    - 北陸電力株式会社
    - 関西電力株式会社
    - 中国電力株式会社
    - 四国電力株式会社
    - 九州電力株式会社
    - 沖縄電力株式会社
  9. 「一般送配電事業者」とは、以下に定める各社を意味します。
    - 北海道電力ネットワーク株式会社
    - 東北電力ネットワーク株式会社
    - 東京電力パワーグリッド株式会社
    - 中部電力パワーグリッド株式会社
    - 北陸電力送配電株式会社
    - 関西電力送配電株式会社
    - 中国電力ネットワーク株式会社
    - 四国電力送配電株式会社
    - 九州電力送配電株式会社
    - 沖縄電力株式会社
  10. 「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表する北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国および九州の各地域のスポット

ト取引時間帯ごとのエリアプライスを意味します。なお、エリアプライスが公表されない場合には、該当地域および該時間帯におけるインバランス料金(速報値)を用いることとします。

11. 「需給管理手数料」とは、当社が電気の需要と供給を管理する対価としてお客さまにご請求する手数料を意味し、「需給管理手数料率」は条件書に定める需給管理手数料の率を意味します。
12. 「託送電力量料金」とは、各地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款における接続送電サービス電力量料金単価に託送供給約款に基づき加減される離島ユニバーサル料金その他の各種調整額を反映させた単価に、接続送電サービス電力量(確定値)を乗じ、さらに需給管理手数料率および消費税率を加味して算定される料金をいいます。
13. 「低圧」とは、標準電圧100ボルトまたは200ボルトを意味します。
14. 「電灯」とは、LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含む)を意味します。
15. 「小型機器」とは、主に住宅、店舗、事務所等で単相で使用される電灯以外の低圧電気機器を意味します。ただし、急激な電圧変動により他の利用者の電灯使用に支障が生じるおそれがあるものは含みません。
16. 「動力」とは、電灯および小型機器以外の電気機器を意味します。
17. 「負荷設備」とは、お客さまが使用できる負荷設備を意味します。
18. 「契約電流」とは、契約上使用できる最大電流(アンペア)を意味し、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値となります。
19. 「契約容量」とは、契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)を意味します。
20. 「検針日」とは、一般送配電事業者が検針を行った日または行ったとみなされる日を意味します。
21. 「計量日」とは、電力量計の値が記録型計量器に記録される日を意味します。
22. 「契約主開閉器」とは、電気需給契約上設定される遮断器で、定格電流を超える電流に対して電路を遮断し、お客さまの最大電流を制限するものを意味します。
23. 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金を意味します。
24. 「実量契約」とは、一般送配電事業者が定める契約決定方法の一つであり、供給設備および使用実態等にもとづき契約電力(キロワット)を定める契約方式をいいます。
25. 「容量拠出金相当額」とは、電力広域的運営推進機関が小売電気事業者に請求する容量拠出金を電気料金に反映するため、別表第6表により算定する金額を意味します。
26. 「容量拠出金算定容量」とは、容量拠出金相当額の算定に用いる容量をいい、契約電流、契約容量または契約電力を別表第6表に定める方法によりキロワットに換算した値を意味します。

27.「容量拠出金相当額単価」とは、容量拠出金相当額の算定に用いる1キロワット当たりの単価を意味します。

#### 4. 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力となる値が0.5キロワット以下となる形で算定される場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- (5) 容量拠出金算定容量の単位は0.1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第2位で四捨五入いたします。

## II 契約

#### 5. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則として1需要場所につき、1電気需給契約を締結します。

#### 6. 電気需給契約申込みの条件

一般送配電事業者が維持および運用する区域(沖縄県および離島を除く、日本国内)において、すでに低圧で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し(以下、当該小売電気事業者等のことを「旧小売電気事業者等」といいます。)、電気の供給を受けているお客さまに限り当社の電気需給契約に申込みすることができます。

#### 7. 電気需給契約の申込方法

- (1) お客さまが当社との電気需給契約の申込みをされる場合は、本約款および条件書を承認の上、当社所定の様式または条件書に定めた申込み方法によって申込みをしていただきます。また、電気需給契約の成立は、お客さまの申込みを当社が承諾した時点とします。ただし、当社が必要とする場合には、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成することができるものとします。この場合、当該電気需給契約書を作成したときに電気需給契約が成立するものとします。
- (2) お客さまは、(1)の申込みをすることにより、本約款に別途定める事項の他、次の事項についてあらかじめ承諾するものとします。

- 1 法令で定める技術要件その他の法令等、託送供給約款に定められている需要者に関する事項および系統連系技術要件を遵守すること
- 2 当社が、一般送配電事業者から、電気需給契約および託送供給契約の締結および履行に必要な範囲で、お客さまの情報の提供を受けること

#### 8. 旧小売電気事業者等との電気需給契約廃止手続き

お客さまと旧小売電気事業者等との電気需給契約の廃止手続きは当社にて代行いたします。当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、当該契約は廃止されます。

#### 9. 供給の開始等

- (1) 当社は、電気需給契約の成立後、お客さまと協議の上で定めた供給開始日に電気の供給を開始します。ただし、電気供給の開始は、一般送配電事業者の手続きの完了を条件といたします。なお、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、その理由をお知らせし、改めてお客さまと協議した上で、新たに供給開始日を定めるものとします。
- (2) 当社は、原則として、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

#### 10. 契約の期間

電気需給契約の契約期間は、供給開始日から1年間といたします。ただし、契約期間満了の15日前まで意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年ごとに延長されるものとします。なお、当社は、契約期間の延長時に、料金単価等の各条件を見直すことがあります。

#### 11. 承諾の限界

当社の電気需給契約の申込みをしたお客さまが電気料金の支払いを怠っている、または怠るおそれがあると当社が判断した場合、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申込みを承諾しないことがあります。

### III 契約種別および電気料金

#### 12. 契約種別

契約種別は別表第1表のとおりといたします。

#### 13. 電気料金

- (1) 電気需給契約の電気料金は、基本料金、従量料金、電源調達関連料金および別表第2表に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、具体的な

料金の算定および支払方法は、条件書において定めるものといたします。

なお、電源調達関連料金には、電源調達費調整額、容量拠出金相当額およびグリーンエネルギー調達費を含むものとし、電源調達費調整単価の算定等については本約款別表第5表に、容量拠出金相当額の算定等については本約款別表第6表に定めるものといたします。

(2) 当社は、法令の制定または改廃、一般送配電事業者の託送料金等の変更、電力調達価格の著しい変動その他の事業環境の変化により、料金単価その他の供給条件を見直す必要がある場合には、本約款第2条の定めに従い、料金単価その他の供給条件を変更することがあります。なお、電気需給契約締結後に新たに法律等により付加ないし賦課される料金(名称が変更された料金も含みます。)が発生した場合は、その料金を含むものとします。

#### IV 電気料金算定および電気料金支払い

##### 14. 電気料金適用開始日

電気料金は、供給準備着手前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合およびお客さまの責めに帰すことのできない事由によって電気の供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

##### 15. 電気料金の算定期間

- (1) 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
- (2) 一般送配電事業者が記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)により計量する場合で、あらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときには、電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- (3) 電気料金は、次の場合には当月分を日割計算により算定いたします。
  - 1 月の途中で、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合
  - 2 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合
  - 3 その他当社が適当と判断した場合
- (4) (3)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。また、(3)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用します。

## 16. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は、次のとおり行います。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。
- (2) スマートメーター以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が30分ごとに均等に配分した値を30分毎の使用電力量とします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、別表第3表を基準として、一般送配電事業者の指示にしたがって定めま

す。

## 17. 電気料金支払義務および支払期日

- (1) お客さまの支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日とします。ただし、本約款第16条(3)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が一般送配電事業者の指示に従って定められた日以降で当社にて請求が可能となった日とします。また、電気需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。
- (2) お客さまへのご請求は、当社にて請求が可能になった日以降速やかに行います。
- (3) 当社は、電気料金その他請求額を、当社が設置したホームページ(請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトを意味します。)に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社はホームページに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまにご請求を行ったものといたします。なお、当社との契約後、ホームページへの登録までに時間を要することがあります。ホームページに請求額を反映するのに時間がかかる場合は、ご登録いただいているメールアドレス宛に請求額をお知らせします。
- (4) お客さまの電気料金は、ご請求時にお知らせした支払期日までにお支払いいただきます。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌日(日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日)に電気料金を支払っていただきます。

## 18. 電気料金その他の支払方法

- (1) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定したクレジット会社との契約にもとづき、当該クレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法または当社が指定する方法でお支払いいただきます。

支払いに伴う費用は、お客さまの負担とします。

- (2) 電気料金または工事費負担金(以下「料金等」といいます。)は、クレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたとき、またはその他の支払方法の場合は当社へ着金したときに、お客さまによる当社への支払いが完了したものといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振込手数料はお客さまにご負担いただきます。
- (4) 支払っていただいた料金等は、支払義務の発生した順序で充当することとします。
- (5) お客さまが料金等を支払期日を経過して支払われない場合、当社は、お客さまに対し、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、延滞利息の支払いを求めることができますものとします。また、お客さまに延滞の通知を行った場合には、660円(税込)の延滞通知手数料を合算し、延滞金額の年利14.6%に相当する金額を上限として請求させていただくことがあります。
- (6) 電気料金に関する(5)の延滞利息は、電気料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年率10%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。
- (7) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

#### 19. 債権譲渡に関する特則

電気需給契約の成立をもって、当社が電気料金その他の債務に係る債権を当社が指定する者に譲渡できることをあらかじめ承諾いただきます。当社は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

### V 使用および供給

#### 20. 供給場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾して

いただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社および一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本約款により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## 21. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を供給場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - 1 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - 2 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - 3 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - 4 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - 5 その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。

## 22. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
  - 1 お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - 2 お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失し、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - 3 一般送配電事業者でない者が需要場所において、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
  - 4 その他、電気需給契約(本約款および条件書を含む)および託送供給約款

#### 上の電気需要者の義務に違反した場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、その旨を警告しても改めない場合、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- 1 お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
- 2 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
- 3 電気需給契約の内容に反する用途で電気を使用した場合
- 4 お客さまが料金等を支払うことが困難または支払う意思がないことが明らかになった場合
- 5 本約款第20条に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- 6 本約款第21条に反して、必要となる措置を講じない場合

#### 23. 供給停止の解除

本約款第22条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事由に関連して当社に対して支払いを要することになった債務の一切を履行したときには、電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

#### 24. 供給停止期間中の料金

本約款第22条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中を含めて基本料金が発生するものとして、電気料金を算定いたします。

#### 25. 違約金

- (1) お客さまが本約款第22条(2)ロまたはハに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6月以内に当社が合理的に決定した期間といたします。

#### 26. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
  - 1 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - 2 非常変災の場合
  - 3 その他保安上必要がある場合
- (2) 当社は、(1)の場合には、あらかじめその旨をホームページや電子メール等に

よってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 27. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合においても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款第26条(1)その他本約款の定めによって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款第22条その他本約款の定めによって電気の供給を停止した場合、または本約款第34条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合においても、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

## 28. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について、修理が可能である場合は修理費、紛失または修理が不可能である場合は帳簿価格と取替工費の合計額を賠償していただきます。なお、一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## 29. 適正契約の保持

電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

## VI 契約の変更および終了

## 30. 消費税率の変更

消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづ

き本約款を変更いたします。

### 31. 電気需給契約の変更手続き

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力の変更等、料金の変更が発生する契約内容の変更の場合、変更の適用日は、当社が変更を承諾した後、最初に到来する電気の検針日または計量日とします。
- (3) 相続その他の原因によって、電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気を使用することを希望される場合は、名義の変更手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

### 32. 電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその廃止希望期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望期日に電気の供給を終了させるために必要な処置を行います。ただし、廃止希望期日の通知は、遅くとも廃止希望期日の10日前までに行うものとし、これを過ぎた通知を行った場合は、廃止希望期日にかかわらず、当社が電気の供給を終了させるために必要な処置を完了した日に電気需給契約が終了するものとします。
- (2) 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が完了した日に終了するものといたします。

### 33. 電気需給契約の終了または変更に伴う料金等の精算

- (1) 次の場合において、当社が託送供給約款にもとづき一般送配電事業者から電気料金の精算を求められるときには、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合で精算を求められない場合は協議させていただきます。
  - 1 お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了しようとされる場合
  - 2 お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を新たに設定された後に、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を減少しようとされる場合
  - 3 お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了しようとされる場合
  - 4 お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を増加された後に、お客さまが契約電流、契約電力または契約容量を減少しようとされる場合
- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約電力もしくは契約

容量を変更する場合または電気需給契約を終了する場合、当社が託送供給約款にもとづき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 34. 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合、解約を行う日の 15 日前までに通知いたします。ただし、ホからりに該当する場合はこの限りではなく、即時に解約することがあります。

- 1 電気料金について、支払期日を経過してなお支払わない場合、または、支払った事実が確認できなかった場合
- 2 電気需給契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（工事費、延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます。）について、支払期日を経過してなお支払わない場合
- 3 契約電流、契約容量または契約電力を超えて使用した場合
- 4 一般送配電事業者により接続供給が停止され、もしくは停止されるおそれがある場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止される可能性のある行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等）を行った場合
- 5 お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- 6 お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
- 7 お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- 8 お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- 9 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為、その他当社が不適切と判断する行為を行った場合
- 10 本約款に違反した場合

(2) お客さまが、契約期間中に、本約款にもとづき自ら電気の使用を終了し、電気需給契約を終了させようとする場合または料金の変更が発生する契約内容の変更を希望する場合（ただし、電気需給契約の一部の終了に相当するものに限りです。）は、一律の解約金として個別条件書に定める金額をお客さまに支払っていただきます。なお、本約款とは別に締結した契約等で別途定める契約期間または解約金がある場合は、当該契約等の定めが適用されます。

### 35. 電気需給契約の終了後の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約金その他この電気需給契約から生ずる債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## VII 工事および工事費の負担金

### 36. 供給設備の工事費負担金等

- (1) 電気の供給地点(本約款において、電気の供給が行われる地点を意味します。)は、一般送配電事業者の託送供給約款における供給地点といたします。
- (2) お客さまが新たに電気の使用を開始し、または契約電力を増加させる場合で、これに伴い新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの都合により供給設備を変更する場合において、託送供給約款にもとづいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその費用を支払っていただきます。
- (3) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合により供給開始に至らないで電気需給契約が終了または変更される場合、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

## VIII 保 安

### 37. 調査に対する協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者ならびに登録調査機関に通知していただきます。

### 38. 保安等に対する協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
  - 1 お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - 2 お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## IX その他

### 39. 反社会的勢力との関係の遮断

- (1) お客さまは、当社に対し、自身が次のいずれの事由にも該当せず、また該当する行為を行わないことを保証するものとします。当社は、お客さまが次のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、なんらの催告を要せずお客さまへの通知をもってただちに電気需給契約を解除することができます。なお、イに掲げる者を「反社会的勢力等」といいます。
  - 1 次に掲げるいずれかの者に該当すること
    - 1 集团的または常習的に違法行為または暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属している者
    - 2 ①に定める団体または①に定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的取引のある者
    - 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）にもとづき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者
    - 4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11

年法律第136号)に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

5 ①から④に類する者

2 次に掲げるいずれかの行為を行うこと

1 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いること

2 自身が反社会的勢力等である旨を伝え、または自身の関係者が反社会的勢力等である旨を伝えること

3 自らまたは第三者を利用して、風説の流布または偽計・威力等の不当な方法により当社の名誉や信用等を毀損しまたはその業務を妨害する行為をすること、およびこれらのおそれのある行為をすること

3 電気需給契約の利益や効果の全部または一部が直接的か間接的かを問わず反社会的勢力等に帰属していること

(2) 当社は、(1)にもとづき電気需給契約を解除する場合には、お客さまに対して一切の損害賠償責任を負いません。

#### 40. お客さまの個人情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等や、親会社である株式会社アイモバイルとの間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がホームページにおいて公開するプライバシーポリシー(<https://p.furunavi.co.jp/privacy/>)において別途定めます。

#### 41. 一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづく遵守事項

お客さまには、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

#### 42. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 43. 本約款の実施期日

本約款は、2026年9月1日より施行するものとします。

## ベーシックプラン 別表

電気需給約款別表(ベーシックプラン)

## 第1表 契約種別

当社の契約種別は、一般送配電事業者が管理する供給地点の設備情報および契約決定方法にもとづき、次のとおりといたします。

### (1) 契約電流

一般送配電事業者の契約決定方法がアンペアブレーカー契約である需要に適用いたします。

契約電流は、一般送配電事業者が管理する契約情報にもとづき、契約上使用できる最大電流(アンペア)として定めるものといたします。

### (2) 契約容量

一般送配電事業者の契約決定方法が主開閉器契約である需要に適用いたします。

契約容量は、一般送配電事業者が管理する契約情報にもとづき、契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)として定めるものといたします。

### (3) 契約電力

一般送配電事業者の契約決定方法が実量契約である需要に適用いたします。

契約電力は、一般送配電事業者が管理する契約情報にもとづき、契約上使用できる最大電力(キロワット)として定めるものといたします。

なお、契約種別および契約電流、契約容量または契約電力は、一般送配電事業者が管理する設備情報および契約情報その他当社が必要と認める情報にもとづき決定するものといたします。

## 第2表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による認定を受けたお客さまがその旨を申し出た場合における再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記により算定された金額から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第3項第1号に掲げる額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた金額とします。

## 第3表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

### (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

#### 1 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

#### 2 前3月間の月間使用電力量による場合

前3月間の月間使用電力量／前3月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

### (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じて得た値を合計した値とします。

### (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、 取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数とします。

### (4) 参考のために取り付けした計量器の計量による場合

参考のために取り付けした計量器によって計量された使用電力量とします。

### (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100パーセント+(±誤差率)}とします。

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- 1 お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- 2 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

#### 第4表 日割り計算の基本算式

日割り計算の基本算式は、次のとおりとします。

##### (1) 基本料金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数

- ##### (2) 電力量料金、電源調達費調整額、グリーンエネルギー調達費および再生可能エネルギー発電促進賦課金について、日割計算の対象となる期間に係る料金を算定する場合は、当該期間の使用電力量を用いて、本約款第15条第4号の定めにより算定いたします。なお、当該期間の途中で各料金の単価が変更された場合は、変更前および変更後の各期間の使用電力量に、当該期間における単価をそれぞれ適用して算定いたします。

##### (3) 容量拠出金相当額を日割りする場合

1月の容量拠出金相当額×日割計算対象日数/検針期間の日数

#### 第5表 電源調達費調整

当社が電源調達を行うにあたり要する調達費用（以下「電源調達費」という）の変動分について、電源調達費調整額として以下の通り電気料金に加算または還元します。

##### (1) 基準単価

基準単価は、当社の電源調達に係るコストを踏まえてその最高値と最低値を算定したものです。当社は毎年基準単価（最高値および最低値）の見直しを行いますが、必要と判断した場合には年の途中であっても基準単価を改定することができるものとします。

##### (2) 電源調達費調整単価

電源調達費調整単価は、当社が後述する方法で算定し通知する電源調達費単価が基準単価の最高値を上回る場合は基準単価の最高値を、下回る場合は基準単価の最低値を基準単価として、次の算定式により算出し、これをもとに電源調達費調整を行います。なお、電源調達費単価が基準単価の最低値から最高値の間となる場合は、電源調達費調整を行いません。

電源調達費調整単価 = 電源調達費単価 - 基準単価

各料金算定期間に適用する電源調達費単価および電源調達費調整単価は、当該料金算定期間に係る請求書その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに通

知するものとします。

電源調達費単価は、本約款第15条に定める電気料金の算定期間における日本卸電力取引所(JEPX)のスポット市場の各取引時間帯ごとに公表されるエリアプライスを単純平均して算定した単価とし、供給地点が属するエリアのエリアプライスを用いるものとします。

(3) 電源調達費調整額

電源調達費調整額は、本項第2号にもとづき算定された電源調達費調整単価を使用し、個別条件書に定める電源調達費調整額の計算式に従い算定されます。

(4) 電源調達費調整単価の適用

電気料金の算定期間に適用される電源調達費調整単価は、当該算定期間に対応して算定された電源調達費単価にもとづき算定されます。

## 第6表 容量拠出金相当額

当社が電力広域的運営推進機関に支払う容量拠出金を電気料金に反映するため、容量拠出金相当額として以下のとおり電気料金に加算します。

### (1) 容量拠出金算定容量

容量拠出金算定容量は、次のとおり定めるものとします。

- ① 契約電流をアンペアで定める場合は、契約電流を10で除した値をキロワットに換算したものとします。
- ② 契約容量をキロボルトアンペアで定める場合は、1キロボルトアンペアを1キロワットとして換算したものとします。
- ③ 契約電力をキロワットで定める場合は、当該契約電力とします。
- ④ 前各号によることが適当でない場合は、一般送配電事業者が管理する契約情報その他当社が必要と認める情報にもとづき、当社が合理的に定めた容量とします。

### (2) 容量拠出金相当額単価

容量拠出金相当額単価は、当社が電力広域的運営推進機関に支払う容量拠出金およびその見込額を基礎として、供給地点が属するエリアごとに、当社が毎月算定するものとします。

容量拠出金相当額単価は、容量拠出金に関する制度、算定諸元、当社の契約状況その他の事情により、毎月増加または減少することがあります。

毎月の容量拠出金相当額単価は、当社ホームページに掲載する方法または当社が適切と判断した方法により通知するものとします。

### (3) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、容量拠出金算定容量に容量拠出金相当額単価を乗じて算定します。

### (4) 容量拠出金相当額単価の適用

毎月公表する容量拠出金相当額単価は、その公表日の属する月の翌月に検針日または計量日が属する電気料金に適用します。

### (5) 日割計算

電気料金の算定期間の途中で電気の供給を開始し、もしくは電気需給契約が終了した場合、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を変更した場合の容量拠出金相当額は、本約款第15条および別表第4表に定める方法により日割計算します。